別表第四の八の項中「（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて行うものに限る。）」を削り、「該当する」の下に「農業用用排水施設に係る」を加え、「（市町村が行うものに限る。）」を削り、「事業費」の下に「（八の項に掲げるものを除く。）」を加え、同項を同表の九の項とし、同表の七の項の次に次のように加える。

八　農業用用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて市町村が行うものに限る。九の項において同じ。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用用排水施設に係るものに要する事業費	三分の一

別表第七の七の項中「（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて行うものに限る。）」を削り、「該当する」の下に「農業用用排水施設に係る」を加え、「（市町村が行うものに限る。）」を削り、「事業費」の下に「（七の項に掲げるものを除く。）」を加え、同項を同表の八の項とし、同表の六の項の次に次のように加える。

七　農業用用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて市町村が行うものに限る。八の項において同じ。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用用排水施設に係るものに要する事業費	三分の一

別表第十の四の項中「（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて行うものに限る。）」を削り、「該当する」の下に「農業用用排水施設に係る」を加え、「（市町村が行うものに限る。）」を削り、「事業費」の下に「（四の項に掲げるものを除く。）」を加え、同項を同表の五の項とし、同表の三の項の次に次のように加える。

四　農業用用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて市町村が行うものに限る。五の項において同じ。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用用排水施設に係るものに要する事業費	三分の一

別表第十三の六の項中「（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて行うものに限る。）」を削り、「該当する」の下に「農業用用排水施設に係る」を加え、「（市町村が行うものに限る。）」を削り、「事業費」の下に「（六の項に掲げるものを除く。）」を加え、同項を同表の七の項とし、同表の五の項の次に次のように加える。

六　農業用用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて市町村が行うものに限る。七の項において同じ。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用用排水施設に係るものに要する事業費	三分の一

別表第十六の十の項中「（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて行うものに限る。）」を削り、「該当する」の下に「農業用用排水施設に係る」を加え、「（市町村が行うものに限る。）」を削り、「事業費」の下に「（十の項に掲げるものを除く。）」を加え、同項を同表の十一の項とし、同表の九の項の次に次のように加える。

十　農業用用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて市町村が行うものに限る。十一の項において同じ。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用用排水施設に係るものに要する事業費	三分の一

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

農林水産大臣　野上浩太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第九十一号

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「八百七十一億円」を「千二百五十九億円」に、「千五百三十七億円」を「二千六百六十一億円」に、「十一万五千四百六十三分の十一万五千三百二十九」を「十一万七千三百三十九分の十一万七千五十」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地震保険に関する法律施行令第三条の規定は、この政令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

予防接種法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第九十二号

予防接種法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十七条第一項、未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十六条第一項、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十九条第一項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十二条、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。